

## 市民の声（6月分）

<p><b>意見 21</b></p>	<p>R6. 6. 3</p> <p>初めまして*****高校3年*****と申します。私は長年茶道をやっております。小・中でフラワーアレンジメント（華道）やお琴の授業があるのに何故茶道の授業はないのでしょうか？</p> <p>たった1、2時間で茶道の精神を説くのは難しいですが、少しでも私と同世代や若年層に興味関心を持って頂きたい正しい日本の伝統文化を少しでも知って貰いたいです。</p> <p>何故、軸をかけるのか？どうして今の茶道があるのか？や拝聴して下さる方が疑問に思った事等を聞いて少しでも茶道を身近に感じて頂きたいからです。</p> <p>粕谷市長殿、何卒学校茶道への御検討をお願い致します。</p> <p>合掌</p>
<p><b>回答</b></p>	<p>R6. 6. 20 日 学校教育課</p> <p>日頃より市行政に対し、ご理解ご協力をいただきありがとうございます。</p> <p>この度、いただきましたご質問に対して、回答いたします。</p> <p>学校で学習する内容は、文部科学省の学習指導要領に基づいております。</p> <p>音楽科では、小中学校ともに「我が国や郷土の音楽に親しむ」学習があり、教科書では「箏」を取り扱っているため、各学校で箏の楽曲の鑑賞や演奏をしております。</p> <p>家庭科では、小学校第5学年で調理の初めの一步として、「湯を沸かして緑茶（煎茶）を入れる」学習があり、様々なおやつの中に、抹茶や和菓子があることも学習しております。しかしながら、小中学校とも学習内容に茶道は含まれておりません。</p> <p>中学校社会科では、歴史分野において「時代ごとの文化」を学習しております。各学校や地域の実情に応じて、座学だけではなく、修学旅行等の行事を通して日本の伝統文化に触れる体験学習を行っている学校もあります。</p> <p>このように学校で学習する内容は、学習指導要領に基づいて行われておりますが、今後も、日本の伝統文化に興味を持つ児童生徒を増やしていけるよう、各学校の創意工夫の中で取り組んでまいりますので、ご理解くださるようお願いいたします。</p>
<p><b>意見 22</b></p>	<p>R6. 6. 7</p> <p>全ての提出書類の全電子化記入への改善。</p> <p>市に提出する書類は原紙を印刷して手書きで記入でき書類とパソコンで入力できる書類が混在しています。</p> <p>誤字・脱字、正確さ、確認のし易さ及び作成の容易さから、全ての提出書類をパソコン記入ができる仕様（原紙の印刷も可能）に改善をお願いいたします。</p> <p>合わせて、現状混在している理由があれば、市民や所員から同様な意見が出ていないのかについても教えてください。</p>
<p><b>回答</b></p>	<p>R6. 6. 26 秘書広報課</p> <p>日頃より、市行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。</p> <p>本市では、市公式ホームページを閲覧する全ての方が、市が提供している情報やサービスを分かりやすくご確認、ご利用いただけることを心掛けて作成しております。</p>

	<p>ご意見いただいた、全ての書類をパソコンで編集できる書類（Word、Excel 等）に改善することについてですが、Word、Excel 等については、それに対応する専用のソフトがない場合、編集だけでなく、適切なレイアウトで閲覧することも困難となります。そのため、本市では、インターネットブラウザを経由し、閲覧することができるように PDF ファイルを併せてアップロードしております。</p> <p>また、PDF ファイルなど原紙を印刷して手書きで記入できる書類と、Word、Excel 等を併用しておりますが、市民や職員から同様の意見は出ていません。</p> <p>なお、市公式ホームページを再確認したところ、申請書類等につきまして Word、Excel 等、または PDF ファイルのどちらか一方だけが添付されているページが散見されたので、適切なホームページ運営になるよう確認を行い、今後は両方が添付されるよう対応してまいります。</p> <p>この度は貴重なご意見をお寄せいただき誠にありがとうございました。</p>
<p><b>意見 23</b></p>	<p>R6. 6. 7</p> <p>先の「市民の声」回答No. 14について、意見・提案の趣旨にそぐわない内容なので再度ご確認をお願いします。</p> <p>また私の説明が不十分であることが原因でありましたらお詫び申し上げます。</p> <p>①5月16日に提出した「公文書公開請求書」は、例えば、市が作成した「広報そでがうら」に掲載されている、6号で言えば「*****」や「*****」の広告が「袖ヶ浦市広告掲載に関する要綱」に該当しているかと考えますが、「公文書公開請求書」に対処対応をいただけない理由はどこにあるのでしょうか。</p> <p>②市以外の団体・組織が作成した媒体に掲載される広告は「袖ヶ浦市広告掲載に関する要綱」に該当しないというのは承知していますが、市作成媒体は要綱に基づく厳格な審査が行われるのに対し、同じ市が作成した媒体を掲載する広報媒体（市政協力員による回覧、市のホームページ）に掲載される市以外の団体・組織が作成した媒体が要綱に該当せずかつ担当課および市民協働推進課の決裁だけという簡易な審査なのは一般常識で理解できません。少なくとも市作成媒体と同等以上の厳格な審査をすべきではないでしょうか。</p> <p>③市以外の団体・組織が作成した媒体に掲載される広告は、「市以外の団体・組織が作成した媒体は担当課および市民協働推進課の決裁」を経ているとのご説明ですが、その決まりを例規集で検索しましたがヒットしませんでした。何処の条項を確認すれば良いのでしょうか。</p> <p>④別途依頼済みですが、③の審査・決済の過程・結果が確認出来る情報の開示をお願いします。</p> <p>⑤5月16日に提出した「公文書公開請求書」は、市以外の団体・組織が作成した媒体に掲載される広告以外の内容についての審査についての情報開示請求です。どうしてご対応していただけないのでしょうか。②の決裁と同時におこなわれているのであれば、「袖ヶ浦市広告掲載に関する要綱」第三条に該当する内容（広告が対象ですが、項目は同一と考えます）について審査した過程と結果確認できる書類類の確認をさせていただきます。</p>
<p><b>回答</b></p>	<p>※「市民の声遅延回答通知書」により、遅延について承諾。</p>

<p><b>意見 24</b></p>	<p>R6. 6. 10</p> <p>市政協力員制度の見直しについて</p> <p>袖ヶ浦市では「市政協力員設置要綱」に基いて、市長が約170人の市政協力員に対し職務を委嘱し、約300万円／年の報償金を支払っています。</p> <p>市民協働推進課の話では、市政協力員は区等・分区等(≒自治会)で推薦するルールであることや、委嘱職務(要綱第5条に掲載されている(1)～(4))が自治会活動と同じかその延長上にあることから、現状は全ての市政協力員が自治会長と兼務をしているとのことです。</p> <p>市政協力員へ市より月1万3千円／一人程度の報償金が支給されており、自治会会長手当がある自治会では自治会長手当が二重に支払われていることになっています。</p> <p>また市政協力員の職務範囲が自治会(区等・分区等)に加入している範囲に限られていることから、自治会未加入の40%以上の市民には市政協力員より受けるサービスや恩恵が受けられないばかりか、収めた税が報償金として使われる負担のみ負わされています。</p> <p>そこで提案ですが、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①市政協力員の職務はほぼ自治会長の仕事と重複するのでボランティアとして依頼する。</li> <li>②費用対効果を考慮して報償金の減額をする。</li> <li>③自治会活動と切り離し、自治会活動でカバーできない職務のみを委嘱し、また非自治会員も対象範囲とし、必要あれば報償金の減額・増額を行う。</li> </ul> <p>以上を検討するにあたって、健康上の問題、収入の問題等で自治会に加入できない市民が、市政のサービスを受けられない、平等に受けられる市政運営を考えていただきたい。</p>
<p><b>回答</b></p>	<p>R6. 7. 5 市民協働推進課</p> <p>日頃より、市行政に対しご理解とご協力をいただきありがとうございます。</p> <p>まず、初めに市政協力員についてご説明させていただきます。</p> <p>市政協力員は、袖ヶ浦市市政協力員設置要綱に基づき、区等自治会において、行政情報の周知伝達、簡易な調査報告、各種文書の配布、地域からの建設的な意見の連絡などの職務を担っていただくため、区等自治会の住民の皆様から推薦された方に対し、市から委嘱させていただいております。</p> <p>市政協力員と区等自治会の位置付けは異なるものであり、市政協力員の職務を自治会長が必ずしも行うものではありません。</p> <p>しかしながら、市政協力員の職務が自治会活動と密接な関係にあることから、自治会長が市政協力員を兼務される状況となっております。</p> <p>よって、市政協力員が自治会長であったとしても、市政協力員の職務に対する報償金としてお支払いをさせていただいておりますので、この支払いを廃止または減額するという考えはございません。</p> <p>次に、市政協力員と自治会活動を切り離し、自治会未加入者も対象とすべきであるとのご意見についてでございますが、近年の自治会加入率低下により、市といたしま</p>

しても、地域の活力低下をはじめ、行政サービスの利用低下につながっていくことを懸念しております。

しかしながら、自治会に加入されていない方々の世帯状況の把握は難しく、未加入の理由は様々であり、市政協力員という制度を使って行政情報等の周知伝達を行うことは現実的に難しいものと考えております。

自治会未加入者の中には、市からの情報はホームページ等のSNSで十分であるという方も多いことから、市政協力員回覧の情報については自治会未加入であってもホームページ等で回覧できるようにしております。

最後に自治会に対する考えを述べさせていただきますが、自治会は良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行っていただいております、安心して快適に暮らせるまちづくりにおいて欠かすことのできない組織であると考えております。

そのため、今後も自治会が存続し、活動を行っていただけるよう、負担軽減など、社会情勢に合わせた自治会のあり方について検討を進めるとともに、市民の皆様は自治会を理解していただき、一人でも多くの方に加入していただけるよう、市としては努めてまいります。

## 意見 25

R6. 6. 10

別紙のとおり職員の対応が悪いです。

障がい者支援課の回答が必要です。

(1) 福祉タクシー利用券をもらう時の職員の手続き

大体のタクシー会社はタクシー券と身体障害者手帳を両方使うと安いです。

でも、障がい者支援課の職員は、手帳で安くなると知っているのに、タクシー券を市民に渡す時に、説明がありません。今年若い女性の職員に「なんで言わないの?」と言ったら、「手帳で安くない会社もあるから」と。

でも袖ヶ浦駅前のタクシーで、手帳で安く出来ないという会社が過去ないです。タクシー券と手帳どっちかいう会社が2回あります。

私が知ったのは、タクシーの運転手さんから、手帳持っている?と質問を言われたからです。

障がい者支援課の職員が説明した方が良くと思います。

(2) 土日の日直の電話

5月4日(土) 16:51に電話しました。多分若い男性の職員です。

4日に袖ヶ浦駅には5月の広報がない。母親が今日見たいから、市役所に電話で、「私: 広報欲しい」と言ったら、「日直: 今日市役所やってないと」「ネットで見られます。」と言われた。「私: 日直の場所に広報ないですか?」「日直: ないです。」「私: 市民課の前にありますか?」と言ったら、日直イライラ? 「日直: 広報、日直の場所に今あります。」「私: 日直ってどこにいるんですか?」

ワガママな話ですが、

- ・日直の電話対応が悪すぎる。
- ・広報配付場所の一覧表を日直の場所に。確認して、案内して良いと思います。

(3) 窓口の職員

	<p>1. 去年、課税課の若い女性が、窓口でブラと胸が丸見えでした。職員に言ったら笑った。その職員スカート少しミニでした。</p> <p>2. 障がい者支援課の若い女性の爪がキラキラ。</p> <p>3. 障がい者支援課、窓口に行っても、窓口職員来ない。 「すみません。」と言っても、私を見ても窓口早く来ない場合もあります。これは、私の障害者の友達も、袖ヶ浦市役所の職員は窓口に来ないと言われた。</p> <p>4. 障がい者支援課の職員、自分に自信がありすぎ。でも、去年障害者手帳を再発行の時、市役所に手帳と…窓口になって、私は名前言ってなくて、職員がここですね？と、私に前に手帳を。名前しか本人から言った事が良いと思います。</p> <p>5. 市民協働推進課の3年目の弁護士相談の担当？の若い女性、窓口と言ったらタメ語で話すから、本人に「何でタメ語？」と言ったら、職員「え？タメ語では言っていない。」職員イライラ？ 「何の相談することが？」と何回も言われたから「この事を職員のあなたに言うの？」職員「…。」すこし喧嘩になって、上司（男性）が窓口。上司に「この職員私にタメ語で。」と言ったら、この上司笑った。え？ * 袖ヶ浦市役所の職員、他市役所より、対応が悪い。 * 若い人の見た目が…。先輩、上司は、後輩の指導、教育をしっかりとやってください。 * 最近の若い方が市民にイライラ？顔、言葉が友達と話す？相手は市民だと思って。仕事中！市役所の職員？ もっと、市民のために仕事してください。</p>
<p><b>回答</b></p>	<p>R6. 6. 27 障がい者支援課 管財契約課 職員課</p> <p>日頃より、市行政に対しご理解とご協力をいただきありがとうございます。</p> <p>この度の「市民の声」について、まず初めに、福祉タクシー利用券交付時の職員の手続きからお答えいたします。</p> <p>職員から千葉県タクシー協会のタクシー運賃の割引案内が無かったことにつきましては、手帳交付時に、「障がい福祉のしおり」において、ご案内させていただいております。また、タクシー券の案内文にも乗車運賃の割引について記載し、周知に努めるようにいたしましたので、ご理解くださるようお願いいたします。</p> <p>次に、土日の日直の電話対応についてでございますが、日直の電話対応と広報配布場所のご案内が不十分であり、ご迷惑をおかけしました。</p> <p>今後は、このようなことがないように、日直勤務従事者には改めて電話対応等の指導を行ってまいります。</p> <p>また、休日・時間外の広報紙の配布場所を、日直勤務用資料として準備し、広報紙が欲しいというお問い合わせに、適切にご案内できるようにしましたので、ご理解くださるようお願いいたします。</p> <p>最後に、窓口の職員についてでございますが、職員の服装や窓口での対応により不快な思いをさせてしまい、大変申し訳ございませんでした。</p> <p>職員の服装等につきましては、個人の価値観等に左右されるところが大きいことから、服装に関する統一的な基準等は定めておりませんが、各職場において「公務員としての品位を汚すことなく、礼を失することのない服装」を心掛けるよう周知しているところであり、引き続き徹底してまいります。</p> <p>また、職員の窓口対応を含む接遇につきましては、新規採用職員研修や階層別での</p>

	<p>研修等を通じて、公務員として必要な接遇技術の習得に努めております。</p> <p>職員一人ひとりが、相手の立場を考慮し、丁寧な対応に努めてまいりますので、ご理解くださるようお願いいたします。</p>
<p><b>意見 26</b></p>	<p>R6. 6. 11</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 袖ヶ浦海浜公園のリニューアル （ピクニックテーブルを増やす、トイレを建て直す、カフェを作る、タワーを綺麗にする、等） よく散歩に行くのですが、せっかくロケーションは良いのに、公園の雰囲気も古くてもったいないです。</li> <li>2. 袖ヶ浦駅海側地区近隣公園にピクニックテーブルを増やす ピクニックテーブルが1つしかなく、いつも埋まっており不便を感じています</li> <li>3. 自転車で自然を楽しめるような道の作成 袖ヶ浦駅のゆりまちモールから、アウトレット/コストコ方面の道が狭かったり舗装されていなかったりで、自転車フレンドリーではありません。 自転車用の道を舗装・増設いただき、より市民が安心して自転車を使えるようにして欲しいです。 サイクリングロードなどを作ると、自転車に乗る市民も増え、健康増進にも繋がります。</li> <li>4. 店舗の招致 袖ヶ浦駅周辺に、スターバックス、ユニクロ、ダイソー、シェイクシャック、bills、蔦屋書店等の店舗を建てて欲しいです。 人口が増えているのに駅周辺にカフェや店舗が少なく感じます。また、大型ショッピングモールが木更津まで行かないとなく、不便に感じます。 以上になります。 ご検討のほど宜しくお願い致します。</li> </ol>
<p><b>回答</b></p>	<p>R6. 6. 26 都市整備課 土木管理課 商工観光課</p> <p>日頃より、市行政に対しご理解とご協力をいただきありがとうございます。</p> <p>この度、いただきましたご意見について回答いたします。</p> <p>初めに、袖ヶ浦海浜公園のリニューアルについてですが、公園管理者である千葉県港湾事務所に確認したところ、「袖ヶ浦海浜公園の管理運営に関する協定書に基づき、指定管理者である東急グリーンシステム株式会社が管理運営している公園であり、毎年度、事業計画を策定し、計画に従い業務を行っているところです。ご意見のありました、ピクニックテーブル、トイレ、カフェ、タワーにつきましては、指定管理者に情報を提供し、なお一層利用者の便宜が図れるよう努力を促してまいります。」と回答がありました。</p> <p>次に、袖ヶ浦駅海側地区近隣公園（ガウラ・シーサイドパーク by 袖ヶ浦造園協同組合）へのピクニックテーブルの増設についてですが、市内には多くの公園があり、複数の公園において遊具の老朽化が進み、補修や更新、撤去の対策には多額の費用を要することから、公園の利用状況などを考慮し、既存遊具の補修等を優先したいと考えております。</p> <p>このため、現時点で近隣公園にピクニックテーブルを増設する予定はございませんので、ご理解くださるようお願いいたします。</p> <p>次に、ゆりまちモールからアウトレット方面の道路における自転車用の道の整備に</p>

	<p>ついてですが、本市においては、令和5年6月に袖ヶ浦市自転車活用推進計画及び袖ヶ浦市自転車ネットワーク計画を策定し、計画に基づき自転車利用者が安全・安心に自転車を利用できる環境整備に取り組んでおります。</p> <p>具体的な取組みのスタートとなる今年度は、いただいたメールにもありました市道今井坂戸線（ならわ北通り）に、自転車の通行位置を示す矢羽根と呼ばれる青色の矢印を表記する取組みを進めております。この表記は、自転車が車道内で混在することを自動車に対して注意喚起するものとなっております。今後も、計画に基づき矢羽根の表記や自転車専用通行帯などの整備を進めてまいります。</p> <p>なお、メールに記載のありました道路の幅員が狭い場所や、舗装されていない場所につきましては、木更津市の市道部分と思われるので、木更津市へお問合せをお願いいたします。</p> <p>最後に、飲食店や大型ショッピングモール等の誘致についてですが、本市においては、特定の業種に限定した誘致は行っておらず、出店については、企業と地権者の判断に委ねているところでございます。</p> <p>いただいたご意見は、今後のまちづくりのあり方の参考とさせていただきます。この度は、貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございます。</p>
<p><b>意見 27</b></p>	<p>R6. 6. 12</p> <p>国こども家庭庁や市子育て支援課では、子育て世帯を支援する数々の手厚い政策のうち、人口鈍化に歯止め反転させるべく協力を推進実施しています。</p> <p>そのような社動向の中、私が居住する*****自治会では、2005年より子供育成会の活動を休止したままであり、令和5年度の総会で復活を提案したところ役員会預かりとなっております。</p> <p>市では、国、市の政策とある意味反する活動をする自治会に対し多額の交付金(均等割額、世帯割額)を支給していますが、このような自治会に対して支援金を支給するのはどのような考えからでしょうか。</p> <p>現在、子供を対象とした活動を行っている自治会はどのくらいあるか教えてください。(無ければ調査をお願いいたします。)</p> <p>このような自治会に対し意見・指導(強制ではない)をするのも市の役割でないでしょうか。</p> <p>市の年齢毎の最新人口構成は何処で確認できるでしょうか。</p>
<p><b>回答</b></p>	<p>R6. 7. 3 市民協働推進課 市民課</p> <p>日頃より、市行政に対しご理解とご協力をいただきありがとうございます。</p> <p>ご意見をいただきました自治会に関する件について、回答させていただきます。</p> <p>まず、子供を対象とした活動を行っている自治会の数ということでございますが、行政協力交付金の実績報告の際、添付していただいている決算書に子ども会等の団体に助成を行っている自治会が全体の約4割ございました。</p> <p>その他、通学時に安全指導や見回り、地区の祭礼など、地域の子供を対象とした活動が様々な自治会で取り組まれております。</p> <p>次に、*****自治会が子供育成会を休止したように、子育て世帯の支援を行っていない自治会に、なぜ行政協力交付金の支援を行うのかという件についてでございますが、行政協力交付金を交付する目的としては、自治会等のコミュニティ活動の推進を図るとともに、行政情報の連絡や行政協力を円滑に進めていただくために交付しているものであり、使用用途を限定しているものではございません。</p>

市といたしましては、自治会内の全ての方々が参画した活動が望ましいと考えておりますが、各自治会での状況は様々であり、各々の状況に合った活動、行事は地域の総意によって決定されるものであると考えており、活動内容によって行政協力交付金を交付しないという考えはございません。

続いて、市の年齢毎の最新人口構成についてでございますが、本市ホームページの「人口・各種資料」の中の「資料のダウンロード」に、「年齢別の人口」というファイルを載せております。

このホームページへのアクセス方法はいくつかございますが、その中から2つをご案内させていただきます。

1つ目でございますが、市ホームページのトップページの上部（左上の「袖ヶ浦市」と表示のある箇所を少し右）にある「暮らし・手続き」から「分類メニュー」の「戸籍・住民票・証明」の中の「各種証明書・閲覧」へ進んでいただき、そのページの右側の「関連情報」、「刊行物・資料」の「人口・各種資料」をクリックしてください。

2つ目でございますが、市ホームページのトップページのやや下方にあるキーワード検索に「人口」と入力いただき、ご検索ください。「人口・各種資料 - 袖ヶ浦市公式ホームページ」が検索結果の上位に出てきますので、こちらでご確認いただけます。

<https://www.city.sodegaura.lg.jp/soshiki/shimin/jinko.html>

#### 意見 28

R6. 6. 18

6月の回覧文書に、「交付申請等の提出について(再依頼)」に違和感を感じました。既に申請の通達を出して、申請が無い申請者に再度申請するよう依頼(通達)を出したものと推測します。

該当部署に再依頼で申請が無い場合を尋ねると、未申請者個々に電話して申請してもらうとの対応をすることでした。

で、市では全ての申請手続きに上記のような手厚い対応をしているのでしょうか。

その対応は、例規集のどこで確認出来るのでしょうか。

また申請事項により対応が異なるのでしょうか。

一般社会通念としては、

「申請」は「下の立場から自分の希望や要望を願い出て、許可や承認を得ること」という行為です。

「依頼」は「自分にとって必要なことを、他人にして欲しいと願い出ること」という行為です。

で、申請とは許可・認可する側が申請者に促してさせる行為ではありません。

良く「申請」を忘れ後悔した話を聞きます。

該当する例か分かりませんが、身近な例として確認します。

(国民健康保険税の減免)

第25条に幾つか「申請」があります。

この「申請」についても該当者が申請するまで市該当部署から申請を促す連絡をしているのでしょうか。

あるいは、各「申請」内容によって異なる対応をされるのでしょうか。

<p><b>回答</b></p>	<p>R6. 7. 2 市民協働推進課 保険年金課</p> <p>日頃より、市行政に対しご理解とご協力をいただきありがとうございます。</p> <p>ご意見をいただきました、6月分の見直し文書において「行政協力金交付金に係る交付申請書等の提出について（再依頼）」という文書にて、市から未申請者へ申請手続きをご案内している件についてでございますが、交付申請の未申請者に申請を促すといった対応については、今回の行政協力交付金のように給付の相手方が特定される場合、申請漏れが無いよう市から相手方に対し再度ご案内させていただいているものであり、例規等に基づいた対応ではございません。</p> <p>なお、例示のありました国民健康保険税の減免など相手方の特定が難しく、広く申請を受け付ける場合は、申請主義とさせていただいております。</p> <p>その際においても、窓口での周知や、広報等による周知を行い、できるだけ申請いただけるよう努めているところですので、ご理解くださるようお願いいたします。</p>
<p><b>意見 29</b></p>	<p>R6. 6. 27</p> <p>市役所への問い合わせの回答に不満があります。</p> <p>市政に興味が出てきたので不明な件につき複数の問い合わせをしています。時間が掛りますが、いただいた回答を確認して共通する不満があります。</p> <p>職員の皆さんは、例規集に基づいて該当規則等を示しその解説をしていただく方法をとられ、私にも良く理解ができるのですが、例規集に該当規則等ない場合が問題になります。</p> <p>「該当規則が無いから市の対応は問題ない。」</p> <p>「該当規則が無いからあなたの要望には応じられない。」</p> <p>該当規則等が無い場合は市が都合の良い対応が取れることになってしまわないか。対応部署や職員によって、「規則等無いからやります。」、「規則等無いからやりません。」「検討した結果対応できません」と回答後、再考を申し出たところ「再検討の結果対応可能です」となった事もあった。</p> <p>何だコリヤです。</p> <p>どうして部署？職員？によって対応に差が出るのでしょうか。</p> <p>職員は例規集に基いて作業しているものと考えます。</p> <p>例規集にない案件はどの様な対応となっているのでしょうか。部署、職員任せなのでしょうか。</p>
<p><b>回答</b></p>	<p>R6. 7. 11 総務課 職員課</p> <p>このたびお寄せいただいた内容について、まず、条例は、憲法や法令により条例を制定できる内容や、制定しなければならないもの、地方公共団体が任意で制定できるものなどの規定があり、すべての業務において条例等を制定しているわけではありません。</p> <p>地方公共団体の条例等に定めのないものにつきましては、法律の範囲内で、市長の政策等に基づき組織内で意思決定を行ったうえで対応しておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>